

対象機種		SEFH4181-16 (22) CL-PA9 (PK9)	SEFH4281-16 (22) CL-PA9 (PK9)
		SEFH4181-16 (22) PP-PA9 (PK9)	SEFH4281-16 (22) PP-PA9 (PK9)
		SEFH4181-16 (22) BL-PA9 (PK9)	SEFH4281-16 (22) BL-PA9 (PK9)
適合ランプ	P A 9	東芝高周波点灯専用蛍光ランプ 東芝蛍光ランプ	FHF32 FLR40S (/36), FL40S (S/37)
	P K 9 初期照度補正機能付	東芝高周波点灯専用蛍光ランプ	FHF32
電源電圧、周波数		100～242V、 50Hz / 60Hz 共用	
防爆記号		ed2G3	
検定合格番号		第 T65490 号	第 T65489 号
容器の保護等級		I P 65	

このたびは東芝安全増防爆形蛍光灯器具をお買いあげいただきまして、まことにありがとうございました。お求めの器具を正しく使っていただくために、この取扱説明書をよくお読みください。この取扱説明書は同種類の器具と共通になっておりますので、お求めの器具と姿図が違っている場合があります。

●照明器具の電気工事は、主任電気工事士の管理が義務付けられています。

■安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになる方や他人への危害と財産の損傷を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

工事店様へ

施工上のご注意

●工事が終了しましたら、この取扱説明書は必ずお客様へお渡しください。

 警告 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	
●器具の取付場所は発火度 G3 の範囲で第2種危険場所であること。それ以外の危険場所での使用は火災、爆発等の原因となります。(危険場所の判定、範囲は工場電気設備防爆指針によること。) ●器具の取り付けは取扱説明書に従ってください。取り付けに不備があると器具落下、感電、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合。)の原因となります。	 取り付け
●ランプ保護カバーの材質はポリカーボネート樹脂製につきアルカリ性薬品、トルエン、ベンゼンの様な芳香族炭化水素、四塩化炭素の様な塩素化炭化水素、アルコール溶剤等の雰囲気では、侵される事がありますので使用できません。ランプ保護カバーにクラック等が発生し、防爆性能が維持できなくなります。	 使用環境
●器具を改造したり、部品を変更して使用しないでください。落下、感電、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合。)の原因となります。 ●アース工事は工場電気設備防爆指針・電気設備の技術基準に従い確実に行ってください。アースが不完全な場合は、感電の原因となります。D種(第三種)接地工事 ●この器具は、腐食性ガス雰囲気場所には使用しないでください。そのまま使用しますと、変質、変色、絶縁不良、器具の落下の原因となります。 ●この器具は、振動の激しい場所には使用しないでください。そのまま施工されますと、器具落下の原因となります。	 改造  アース  使用環境
 注意 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が障害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。	
●器具(電子安定器)の定格電圧と電源電圧(定格±6%)、使用地域の周波数は器具の取り付けの際に必ず確認ください。間違つて使用しますと、ランプ、電子安定器などの短寿命、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合。)の原因となります。	 使用環境

■お客様へ

使用上のご注意

●お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。

 警告 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	
●ランプ交換やお手入れの際は、取扱説明書に従って行って下さい。落下、感電、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合。)の原因となります。 ●ランプ交換やお手入れの際は、必ず電源を切ってください。周囲に爆発性ガスが存在していないことを十分確認の上行ってください。電源を入れたままランプ交換を行うと、感電、爆発(爆発性ガスが存在するとき)の原因となります。	●ランプ交換の際は、必ず本体表示並びに取扱説明書通りの種類・ワット(W)数の適合ランプをご使用ください。適合ランプ以外をご使用の場合は不点の原因となります。 ●外したランプ保護カバーを取り付ける締付リングは確実に締付けてください。不十分な締付けは防爆性能を維持できません。そのまま使用しますと、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合。)の原因となります。
 注意 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が障害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。	
●器具を清掃する際は、布を中性洗剤に浸し、よく絞ってから拭きとってください。 ●金属部分をクレンザーやたわしで磨かないでください。傷ついたり、腐食の原因となります。 ●器具をガソリン・ベンジン・シンナーなどの薬品で拭いたり殺虫剤をかけないでください。塗装が変色、剥離します。また、ランプ保護カバーはクラックの発生、溶解します。そのまま使用しますと防爆性能が維持できなくなります。	●照明器具には寿命があります。設置して10年経つと、外観に異常がなくても内部の劣化は進行しています。点検・交換をおすすめします。 ●定期的に工場電気設備防爆指針の防爆電気設備の保守等による点検を実施してください。 ●点検せずに長時間使い続けるとまれに防爆性能が維持できなくなったり、落下などに至る場合があります。

■各部のなまえ

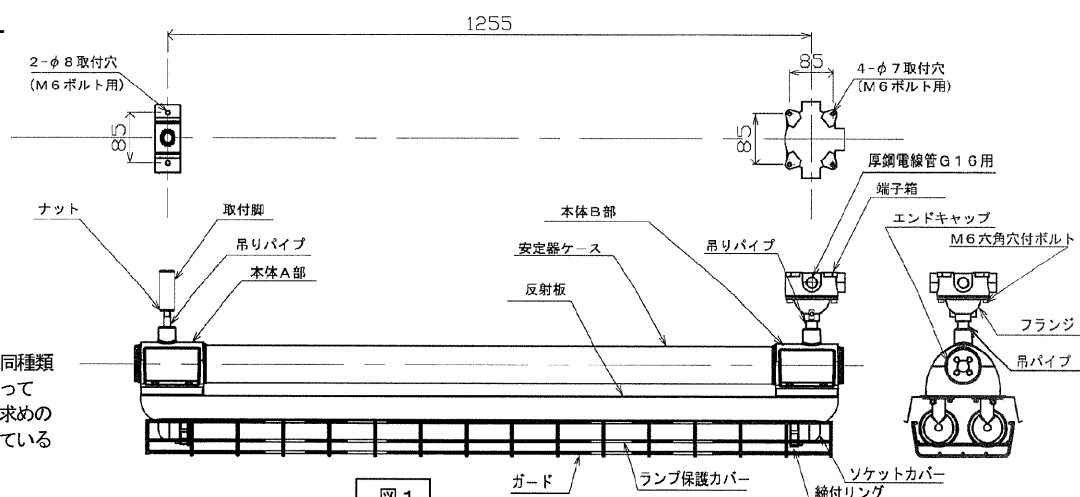


図 1

●この取扱説明書は同種類の器具と共通になっておりますので、お求めの器具と姿図が違っている場合があります。

■器具の取り付けと結線のしかた

1. 端子箱、取付け脚を【図1】に示す寸法の位置にM6のボルト、ナットなどで取り付けてください。
各取付寸法の位置に正しく取り付けませんと器具が傾いたり、以下の取り付け作業が困難となる原因となります。
2. 端子箱の配管には厚鋼電線管 G16 (G22) を使用し、JIS B 0202 に定める管用並行ねじを施し、ねじの有効部分で5山以上結合させ強く締め付けてください。【図1】
電線管を接続しないパイプねじ部には「ねじふた」(別売り DWB-102A/B) を確実にねじ込んでください。
ねじ結合部分に防水、防錆処理をしてください。
3. 天井直付用又はパイプ吊り用器具には両端ねじ付き吊りパイプ1本と片側にフランジが付いている吊りパイプ1本が付属しております。本体B(電源側)から出ている電源線の口出し線をフランジが付いている吊りパイプのねじ部から通しパイプを止まるまでねじ込んでください。次に両端ねじ付き吊りパイプを本体Aに止まるまでねじ込んでください。
(注) 両端ねじ付き吊りパイプは、両端のねじ長さが違ってあります。短い部分を本体Aにねじ込んでください。
4. ブラケットライト器具は本体に対して壁面側に直角に向くように取り付けてください。【図3】
端子箱、取付け脚、吊りパイプの取り付けは、直付用又はパイプ吊り用器具と同様の方法で行ってください。
5. 本体Aの吊りパイプの先端から下側ナットを止まるまでねじ込み、吊りパイプを取付け脚の穴に通し、上側ナットをねじ込んで仮止めしてください。【図2】
7. 吊りパイプから出ている口出し線を端子箱に引き込み、電源線と圧着スリーブで接続後、絶縁テープ等でテーピングし確実に絶縁処理を行ってください。
接地線は丸形圧着端子を使用し、端子箱の接地端子にねじ止めしてください。
8. フランジのねじ込みを調整し穴位置をあわせ端子箱に六角穴付ボルトで確実に固定してください。【図2】【図3】
9. 器具が天井面と平行になる位置で仮止めした取付け脚のナットを26のスパナで確実に締め付けてください。

天井直付、パイプ吊り器具の場合。

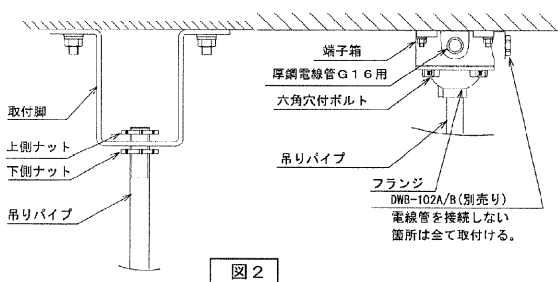


図 2

ブラケットライト器具の場合。

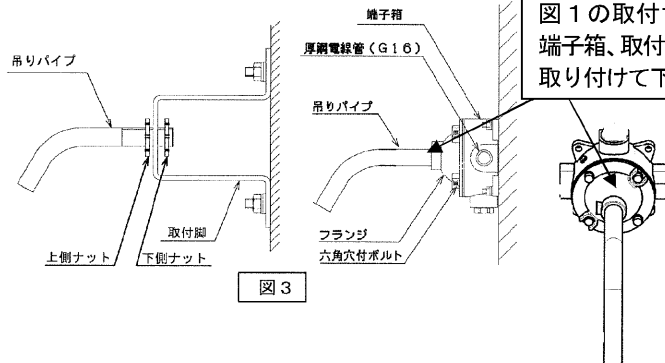


図 3

フランジとパイプは接着しています。フランジの穴位置は調整できません。図1の取付寸法で端子箱、取付け脚を取り付けて下さい。

- 取り付けに不備がありますと落下の原因になります。
- 電源線とリード線の結線が不完全な場合には、接触不良による発熱、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが、漏洩し危険雰囲気を生じた場合)の原因となります
- 屋外に設置する場合、端子箱と電線管結合部分の防水処理が不完全な場合は端子箱に浸水し絶縁不良による発熱、火災、爆発(装置、機器などが異常状態となり爆発性ガスが漏洩し危険雰囲気を生じた場合)の原因となります。
- アース線の接続が不完全な場合には、感電の原因になります。

■ランプの取り付けかた（交換のしかた）【図4】

1. 器具の電源が切れていることを確認してください。
2. ガード片側2個の取付け金具を外してください。取付け金具はM4六角ボルトで固定されています。ボックスレンチで外してください。
3. ガードを図4の様に傾斜させ、締付けリングを回し、ランプ保護カバーをソケットカバーより外してください。
4. ランプ保護カバーを片手で支え、もう片方の手でソケットカバーを後ろに下げ、ランプピンをソケット接点から外し、ランプを取外してください。
5. ランプをランプ保護カバーに挿入し、ランプピンを指で水平状態につまみ、かるく左右に回しながらソケット接点に接合させてください。
ランプピンがソケット接点から外れないようにランプを少し押しながら支えランプ保護カバーを外した側のソケット接点にランプのピンを接合した後、ランプ保護カバーを締付けリングで確実に締め付けてください。
(他の締付けリングも確実に締め付けられているか確認してください。)
6. ランプを片側から引き出せない場合は両方の締付けリングを緩めランプ保護カバーとランプを真下に外し、ランプ交換ができます。
7. ガードを元の位置に戻し、取付け金具を六角ボルトで確実に固定してください。
 - 適合ランプ以外を使用しますと、不点灯の原因となります。
 - 不点となったランプは早めに交換してください。

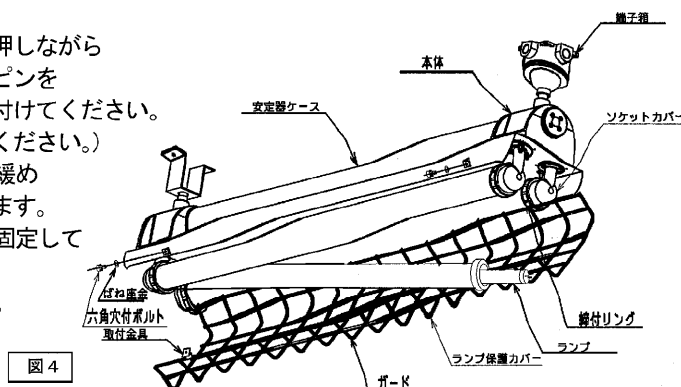


図4

■初期照度補正機能付き照明器具（PK9仕様）使用上の注意

この器具はランプ初期の明るさを自動的に補正する機能を持つ照明器具であり、定格ランプ寿命まで常に定格光束（PK9の場合4950lm）の70%の光束が得られる設計となっています。ご使用の際は次の点にご注意ください。

- ・ランプを寿命末期まで使用される場合（自動リセット）
安定器が寿命末期を感知し、ランプを消灯します。ランプ交換後は自動的に初期照度機能をリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻ります。
- ・ランプを寿命末期前に交換される場合（手動リセット）
ランプを寿命末期までに使用せずに取り替える場合は自動リセットが作動しません。手動リセットが必要となります。以下の手順によりランプの明るさを初期状態に戻してください。
①ランプを取り外す。②電源ONを1秒以上、電源OFFを3秒以上を3回繰り返す。③新しいランプを取り付ける。
- ・2灯用器具の場合、ランプは2本同時に新しいものとお取替えください。
- ・初期照度補正機能がリセットされた際はランプ点灯10秒後に70%の明るさに変化します。
(10秒間は100%の明るさで点灯します。)
- ・ランプ装着していない状態で電源ON/OFFを繰り返すと初期照度機能がリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻る場合があります。
- ・電源を切らずにランプを取り外した場合、初期照度機能がリセットし、ランプの明るさが初期状態に戻る場合があります。
- ・SEL、コントルックスと組み合わせてのご使用はできません。
- ・器具・ランプの汚れに対する補正はできません。定期的な清掃をお勧めします。
- ・照明器具2台以下とオフピカスイッチを組み合わせて使用する場合は、オフピカスイッチを2箇所以下でご使用ください。照明器具3台以上でご使用の場合は問題ありません。
- ・照明器具2台以下でオフピカスイッチと組み合わせて使用する場合、手動リセットが動作しない場合があります。オフピカスイッチは2箇所までとしてください。

東芝ライテック照明ご相談センター

0120-66-1048（通話料：無料）

受付時間：365日 9:00～20:00

携帯電話・PHSなど 046-862-2772（通話料：有料）

FAX 0570-000-661（通話料：有料）

・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
・利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社へ、お客様の個人情報を提供する場合があります。

日本国内専用

Use only in Japan

東芝ライテック株式会社 器具事業部 〒237-8510 神奈川県横須賀市船越町1-201-1 TEL (046) 862-2092 FAX (046) 861-8796

お客様はお読みになったあとも必ず保管してください。